

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

（目的）

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）

老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号。）第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項

二 介護老人保健施設

法第94条第5項の許可に関する事項

三 介護療養型医療施設

法第107条第4項の指定に関する事項

四 特定施設（地域密着型（法第8条第19項）を除く。）

法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項及び法第75条の変更の届出等のうち指定利用定員が増加する届出に関する事項

ただし、法第41条の指定を受け混合型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム及び有料老人ホームが、「混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員」を変更しようとする場合であって、その変更後の数が、次のいずれかに該当する場合の変更に関する事項を除く。

ア 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第3項及び第16条第2項の規定に基づき届け出がなされている「入所定員」の数以内であるとき。

（市町村等の養護老人ホーム）

イ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づき認可を受けている「入所定員」の数以内であるとき。（社会福祉法人の養護老人ホーム）

ウ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第29条第1項及び第2項の規定に基づき届け出がなされている「入居定員」の数以内であるとき。（有料老人ホーム）

（既存数の公表）

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等（以下「既存数」という。）を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指

定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に 0.7 を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

(事前相談)

第 4 第 2 の各号に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあつては様式 1 及び様式 1-1、介護療養型医療施設にあつては様式 1 及び様式 1-2）を当該施設が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び福祉相談センター地域福祉課へ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センター地域福祉課に提出するものとする。

- 一 前年度の 3 月末日の既存数が公表されてから当該年度の 5 月末日まで
- 二 当該年度の 9 月末日の既存数が公表されてから 11 月末日まで

2～3 (略)

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第 5 第 4 第 1 項に規定により提出のあつた事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第 118 条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の圏域毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。（以下、略）
- 二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村の事業計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

三～四 (略)

(指定等)

第 7 第 2 の各号に規定する指定等にあつては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重するものとする。

(名古屋圏域における取扱特例)

第 9 名古屋圏域においては、この要領中「福祉相談センター地域福祉課」とあるものを「高齢福祉課」と読みかえる。

- 2 名古屋圏域においては第 4 第 3 項の規定にかかわらず、事務局案の作成及び関係団体・関係機関との調整は高齢福祉課と名古屋市が協力して行う。
- 3 名古屋圏域においては、第 5 第二号中「市町村」とあるものを「区」に読みかえることができる。

(以下、略)